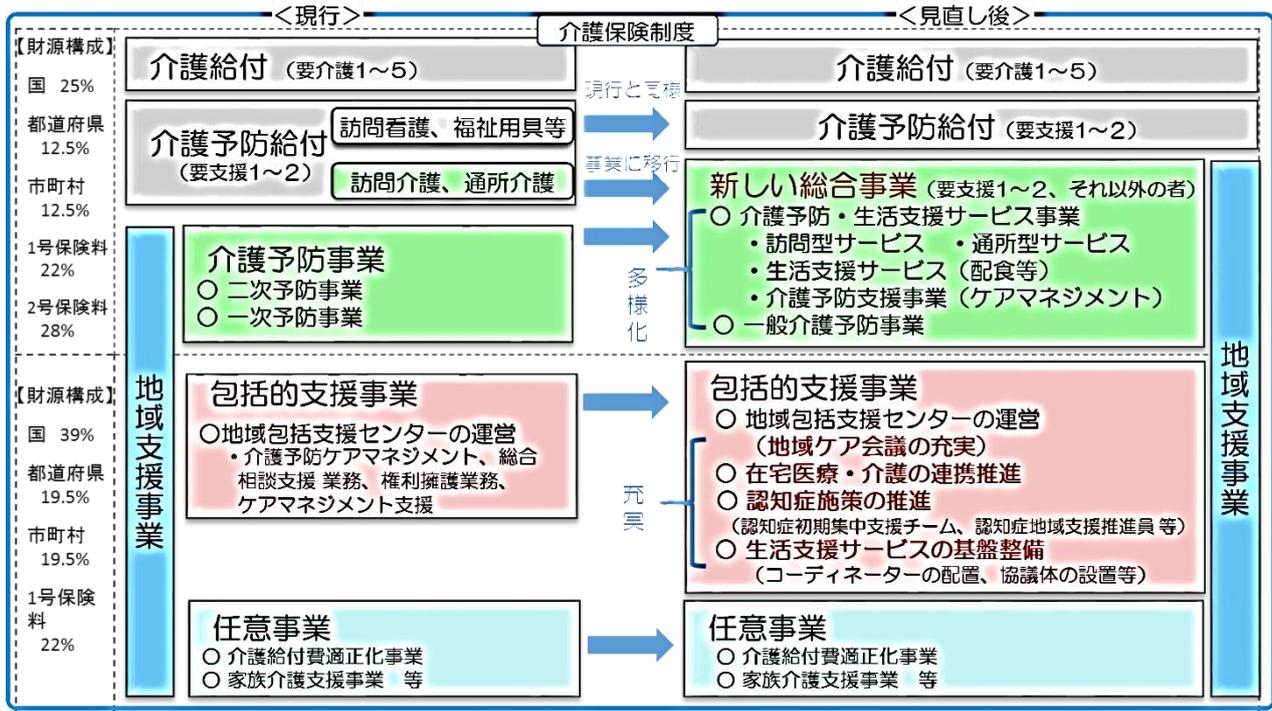


1. 制度改正の趣旨

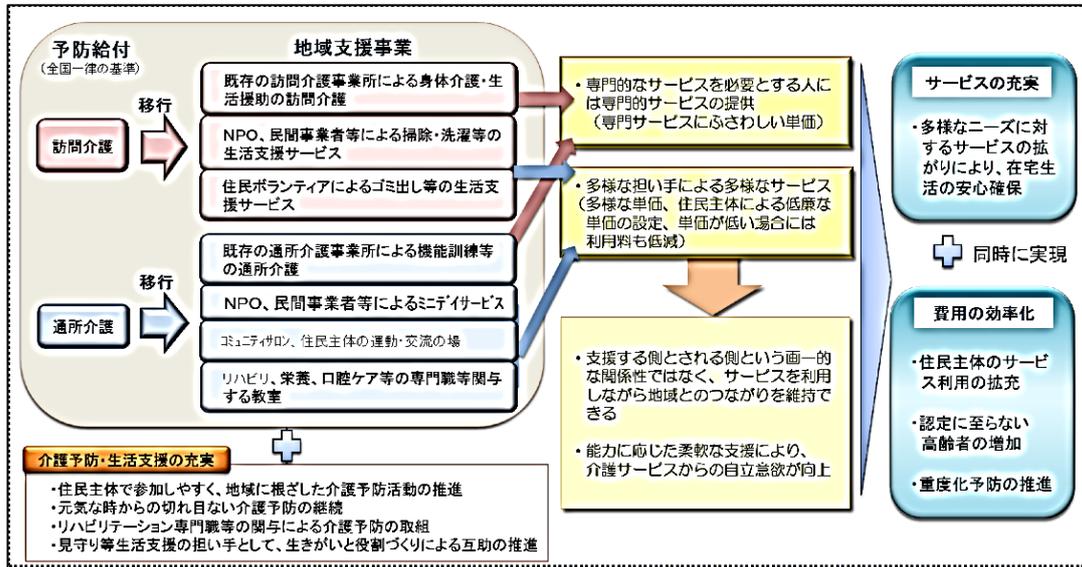
予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の实情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行します。

既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援します。



2. 目的

総合事業は、市町村が中心となって、地域の实情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的としています。



3. 会津若松市としての考え方

平成37(2025)年に向け、高齢者が介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護や医療、予防、生活支援、住まいを包括的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築を図る必要がありますが、その柱として総合事業を実施するものです。各事業所様におかれても、この趣旨をご理解いただき、総合事業に取り組んでいただけますようお願いいたします。

【移行時期】

平成29年4月1日

【事業目的】

○介護予防の一層の推進

介護予防の一層の充実が求められており、比較的軽度な要支援者等を総合事業で支援し、要介護状態への移行を防止するとともに、社会参加を推進します。

○多様な実施主体による多様なサービスの推進

介護分野に地域住民組織を初め、民間事業所や地域ボランティア等が参画することで、利用者にも多様なサービスを提供し、地域での生活を続ける基盤の構築を図ります。

【参考】本市の介護予防給付（訪問介護、通所介護）及び平成28年度モデル事業の状況

(1) 介護予防給付の現況（平成28年7月分）

(単位：件)

	要支援1	要支援2	計
訪問介護	239	253	492
通所介護	467	442	909

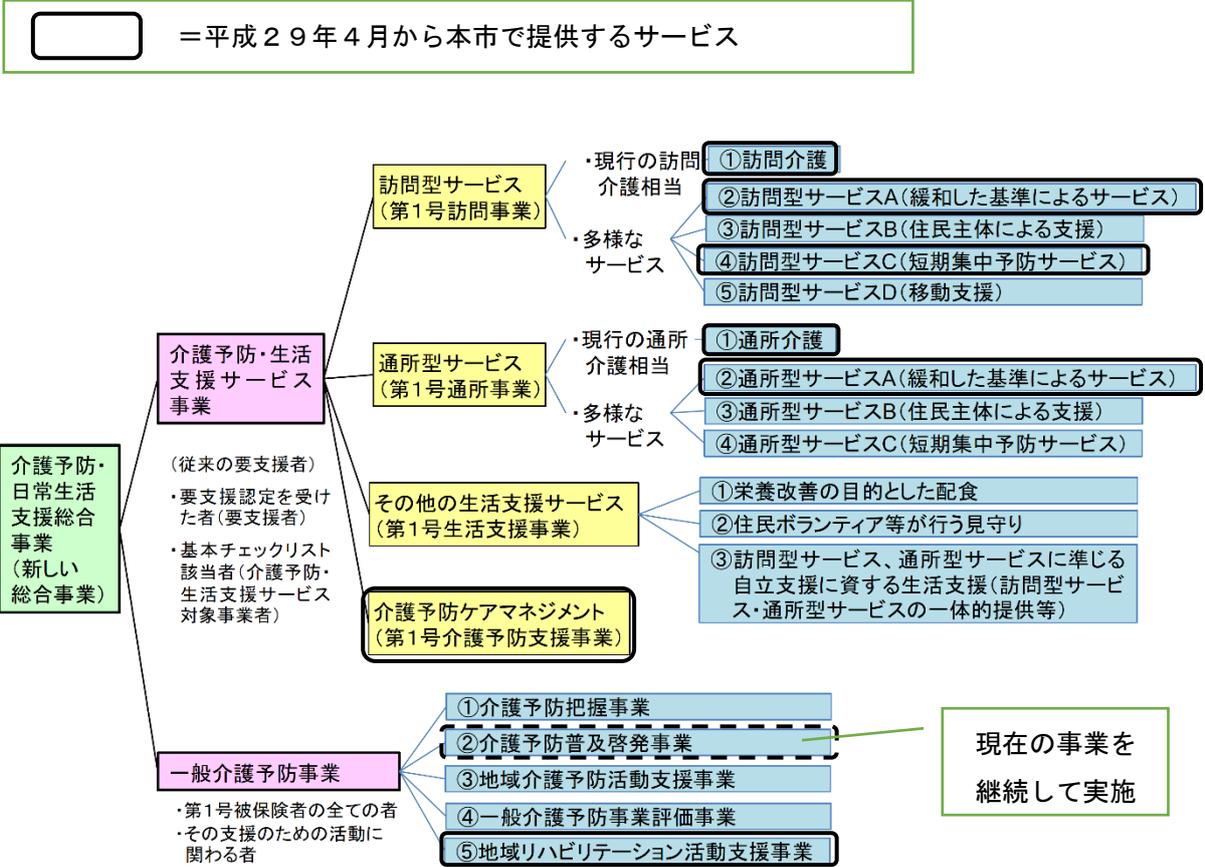
(2) 平成28年度総合事業モデル事業利用者数（平成28年10月現在）

(単位：人)

	要支援1	要支援2	基本チェックリスト該当者	計
訪問緩和モデル	2	—	2	4
通所緩和モデル	11	3	185	199

4. 総合事業の構成、サービス内容等

総合事業は、旧介護予防訪問介護から移行し、要支援者等に対して必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」（介護保険法に基づく第1号事業）と、全ての第1号被保険者等が対象になる「一般介護予防事業」から構成されます。



5. 平成29年4月移行当初のサービス概要

平成29年4月から実施する主な事業については以下のとおりです。

なお、事業名については、以下の取り扱いとします。

※本資料では「通常使う事業名」を使用します。

正式な事業名	略 称	通常使う事業名
国の基準による訪問型サービス事業	介護予防訪問介護相当サービス事業	訪問相当サービス
市の独自基準による訪問型サービス事業	訪問型サービス事業	訪問緩和サービス
国の基準による通所型サービス事業	介護予防通所介護相当サービス事業	通所相当サービス
市の独自基準による通所型サービス事業	通所型サービス事業	通所緩和サービス

【訪問サービス】

	予防給付	総合事業(事業所指定型)	
	介護予防訪問介護	訪問相当サービス	訪問緩和サービス
1 実施時期	平成29年3月31日まで	平成29年4月1日から	
2 ケアマネジメント	介護予防サービス計画	介護予防サービス計画 又は 介護予防ケアマネジメントA	
3 サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助		訪問介護員等による生活援助
4 サービスの提供者	介護予防訪問介護の指定事業者	訪問相当サービスの指定事業者	訪問緩和サービスの指定事業者
5 サービスの基準	現行	現行と同様	市独自
6 単価	現行	現行と同様	市独自
7 給付制限	あり	なし	なし
8 利用者負担	介護給付の利用者負担割合と同じ		
9 限度額管理の有無・方法	限度額管理の対象・国保連で管理		
10 事業所への支払方法	国保連経由で審査・支払		
	総合事業(委託型)※参考		
	短期集中予防訪問型サービス		
1 実施時期	平成29年4月1日から		
2 ケアマネジメント	介護予防サービス計画 又は 介護予防ケアマネジメントA		
3 サービス内容	短期間で専門職によるサービスを実施する		
4 サービスの提供者	受託事業者		

【通所サービス】

	予防給付	総合事業(事業所指定型)	
	介護予防通所介護	通所相当サービス	通所緩和サービス
1 実施時期	平成29年3月31日まで	平成29年4月1日から	
2 ケアマネジメント	介護予防サービス計画	介護予防サービス計画 又は 介護予防ケアマネジメントA	
3 サービス内容	通所介護事業者の従業者によるサービス		
4 サービスの提供者	介護予防通所介護の指定事業者	通所相当サービスの指定事業者	通所緩和サービスの指定事業者
5 サービスの基準	現行	現行と同様	市独自
6 単価	現行	現行と同様	市独自
7 給付制限	あり	なし	なし
8 利用者負担	介護給付の利用者負担割合と同じ		
9 限度額管理の有無・方法	限度額管理の対象・国保連で管理		
10 事業所への支払方法	国保連経由で審査・支払		